

計議第 3 3 1 号議案 参考資料

計議第 3 3 1 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）
（佛教大学広沢地区地区計画）

目	P. 1	計議第 3 3 1 号議案	理由説明書
次	P. 2～3	計議第 3 3 1 号議案	新旧対照表

理由説明書

本市は、現在36の大学が集積する「大学のまち」「学生のまち」であり、「京都市都市計画マスタープラン」や「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」に基づき、大学や研究所等が有する学術研究機能の高度化を伴う整備計画に対する支援を行っているところである。

本地区は、東に広沢池、西に大覚寺が控える風光明媚な地において、大学における幼児・初等教育者の育成機能及び学術研究機能の充実を図るため、平成12年に地区計画を定め、建築物の用途を大学関連施設と幼稚園に限定することで周辺環境に調和した施設の誘導を図ってきた。

本都市計画は、周辺の住環境及び景観と調和した良好な市街地環境の形成を図りつつ、佛教大学が培ってきた幼児・初等教育のノウハウを活かし、保育教育の環境を拡充することにより、学術研究機能及び幼児・初等教育者の育成機能並びに地域の保育環境の更なる充実を図るため、地区計画を変更するものである。

(新) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画佛教大学広沢地区地区計画を次のように変更する。 ※ _____ で示す箇所が変更箇所

名 称		佛教大学広沢地区地区計画
位 置		京都市右京区嵯峨広沢西裏町の一部
面 積		約 2.4 <u>ヘクタール</u>
地 区 計 画 の 目 標		当地区は、京都市嵯峨地区のほぼ中心部に位置し、東側に広沢池、西側には大覚寺が控える風光明媚な場所である。当地区には、佛教大学教育学部の施設が立地しており、主として幼児・初等教育に携わる人材の育成が行われている。 当地区において、建築物 <u>及び</u> 土地利用に対する規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和を念頭におきつつ、 <u>学術研究機能及び</u> 幼児・初等教育者の育成機能 <u>並びに地域の保育環境</u> の更なる充実を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	大学施設等の整備と並行して、敷地内の緑化を誘導する <u>など</u> 、周辺環境と調和した土地利用を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	建築物の用途を <u>大学施設、幼稚園及び保育所</u> に限定することにより、用途の混在を防止する。また、 <u>建蔽率</u> 、容積率、壁面の位置及び <u>垣</u> 又は <u>柵</u> の構造に制限を加えることにより、良好な大学構内環境の形成と周辺環境との調和を図る。

(旧) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）

都市計画佛教大学広沢地区地区計画を次のように決定する。 ※ _____ で示す箇所が変更箇所

名 称		佛教大学広沢地区地区計画
位 置		京都市右京区嵯峨広沢西裏町の一部
面 積		約 2.4 <u>h a</u>
区域の整備、開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標	当地区は、京都市嵯峨地区のほぼ中心部に位置し、東側に広沢池、西側には大覚寺が控える風光明媚な場所である。当地区には、佛教大学教育学部の施設が立地しており、主として幼児・初等教育に携わる人材の育成が行われている。 当地区において、建築物 <u>ならびに</u> 土地利用に対する規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和を念頭におきつつ、 <u>21世紀へ向けた</u> 幼児・初等教育者の育成機能の更なる充実を図る。
	土 地 利 用 の 方 針	大学施設等の整備と並行して、敷地内の緑化を誘導する <u>等</u> 、周辺環境と調和した土地利用を図る。
保 全 の 方 針	建 築 物 等 の 整 備 方 針	建築物の用途を <u>大学施設及び幼稚園</u> に限定することにより、用途の混在を防止する。また、 <u>建ぺい率</u> 、容積率、壁面の位置及び <u>かき</u> 又は <u>さく</u> の構造に制限を加えることにより、良好な大学構内環境の形成と周辺環境との調和を図る。

地区整備に 関係する 計画事項	地区の 区分	地区の名称	大学地区	附属こども園地区
		地区の面積	約 1.9 <u>ヘクタール</u>	約 0.5 <u>ヘクタール</u>
	建築物等の 用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 <u>(1) 大学施設</u> <u>(2) 幼稚園</u> <u>(3) 保育所</u> <u>(4) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物</u>	
	建築物の <u>容積率</u> の 最高限度		10分の8	
	建築物の <u>建蔽率</u> の 最高限度		10分の5	
	壁面の位置の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から <u>府道宇多野嵐山山田線</u> までの距離の最低限度は20 <u>メートル</u> とする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（ <u>府道宇多野嵐山山田線</u> との敷地境界線を除く）までの距離の最低限度は5 <u>メートル</u> とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は2 <u>メートル</u> とする。
			守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。	
	建築物等の高さの 最高限度		建築物の軒高は10 <u>メートル</u> 以下とする。	
<u>垣</u> 又は <u>柵</u> の 構造の制限		敷地境界線に沿って <u>垣</u> 又は <u>柵</u> を設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。		
備 考				

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、周辺の住環境及び景観と調和した良好な市街地環境の形成を図りつつ、佛教大学が培ってきた幼児・初等教育のノウハウを活かし、保育教育の環境を拡充することにより、学術研究機能及び幼児・初等教育者の育成機能並びに地域の保育環境の更なる充実を図るため、地区計画を変更するものである。

地区整備に 関係する 計画事項	地区の 区分	地区の名称	大学地区		付属幼稚園地区
		地区の面積	約 1. 9 <u>h a</u>		約 0. 5 <u>h a</u>
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学施設 2 幼稚園 <u>3</u> 前各号に掲げる建築物に附属する建築物		
	建築物の <u>延べ面積</u> <u>の敷地面積に対する割合</u> の最高限度		1 0 分の 8		
	建築物の <u>建築面積</u> <u>の敷地面積に対する割合</u> の最高限度		1 0 分の 5		
	壁面の位置の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から <u>府道宇多野嵐山樫原線</u> までの距離の最低限度は2 0 <u>m</u> とする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（ <u>府道宇多野嵐山樫原線</u> との敷地境界線を除く）までの距離の最低限度は5 <u>m</u> とする。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は2 <u>m</u> とする。
			守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。		
	建築物等の高さの 最 高 限 度		建築物の軒高は1 0 <u>m</u> 以下とする。		
<u>かき</u> 又は <u>さく</u> の 構 造 の 制 限		敷地境界線に沿って <u>かき</u> 又は <u>さく</u> を設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。			
備 考					

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、佛教大学及び付属幼稚園が立地している本地区において地区計画を策定することにより、周辺の住環境及び景観と調和した良好な市街地環境の形成を図るものである。